

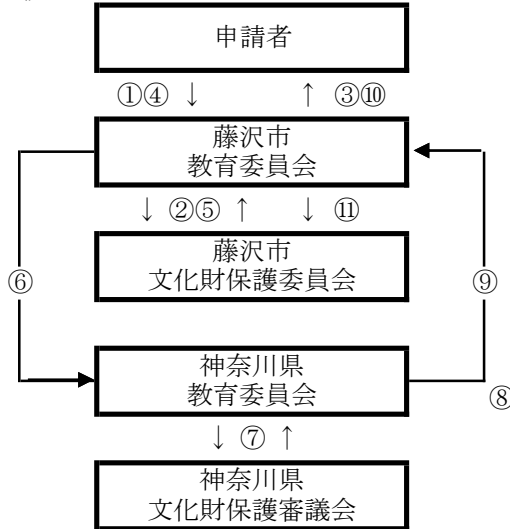
神奈川県指定史跡名勝「江ノ島」の現状変更手続きについて

2024/4/1

「江ノ島」は、古くから歴史や信仰の島として史跡を残し、また湘南の風光明媚な名勝として親しまれています。昭和35年に文化財の史跡名勝地として県の指定を受け、皆様のご協力の下、その保護が図られています。

このため、江の島に於いて、新築・増築や看板類の設置等、**現状を変更しようとする場合は、神奈川県文化財保護条例に基づく現状変更申請が必要になります。**以下は、その手続きについての概略です。

1. 申請手続きの流れ



- ①事前協議依頼書提出
- ②諮問・審議回答(事前協議)
- ③②の結果連絡(意見、指摘事項等)
- ④許可申請書提出(本申請)
- ⑤諮問・審議回答(本申請)
- ⑥進達・副申
- ⑦諮問・審議回答
- ⑧決定(許可・条件付許可・不許可)
- ⑨結果通知(送付)
- ⑩伝達
- ⑪報告

軽微なもの、ライフラインに関わるもの、小規模個人住宅、既存の設備の取り換え、短期間の構造物設置などは、①、②、③、⑤、⑦を省略することがあります

2. 申請書類について

◎印は、所定の様式があります。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| (1) 神奈川県指定史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請書 | 2部◎ |
| (2) 上記申請書の提出依頼文 | 神奈川県教育長宛 1部◎ |
| | 藤沢市教育長宛 1部◎ |

(3) 添付書類

- | | |
|---------------------------|----|
| ①位置図 | 3部 |
| ②配置図 | 3部 |
| ③平面図 | 3部 |
| ④立面図 | 3部 |
| ⑤矩形図 | 3部 |
| ⑥仕上げ表 | 3部 |
| ⑦植栽状況図 | 3部 |
| ⑧シミュレーション図 | 3部 |
| (竣工後の外観予想図。遠景、中景、近景) | |
| ⑨写真(既存部分がある場合、3方向からの現況写真) | 3部 |
| ⑩土地所有者の承諾書(借地の場合) | 2部 |
| ⑪その他(特殊な要件がある場合) | |

文化財保護委員会に諮る案件については、各13部ご用意ください。

可能な限りカラー図面
カラー画像・写真を添付下さい

(4) その他

- | | |
|----------|-----|
| ①申請補足書 | 2部◎ |
| ②申請内容一覧表 | 2部◎ |

3. 申請書類提出の時期について

必ず事業着手前に許可が得られるよう、時間に余裕をもって申請をしてください。

また、申請に必要な内容(設計等)が確定していない段階でも、前もってご相談をいただくと、その後の手続きの見込み、目安等をご案内できます。

※県文化財保護審議会は原則5月、10月、1月(年3回)に開催

※市文化財保護委員会は原則奇数月(年6回)に開催予定

令和6年度は、2024/5/20 7/22 9/30 11/18 2025/1/20 3/17を予定しています。

4. その他

(1) 市文化財保護委員会の審議と県への進達及び県文化財保護審議会の最終判断が降りるまでには、案件によっては、それぞれ相当な日数がかかる場合があります。

(2) 許可後、工事が終了次第、迅速に終了届を提出してください。

問い合わせ先

藤沢市 生涯学習部 郷土歴史課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1(郵送先)

fj-kyoudo@city.fujisawa.lg.jp

電話 0466-27-0101(直通)

FAX 0466-50-8432